

兵庫県下(神戸市を除く)の空き家活用を応援する 登録事業者の募集について

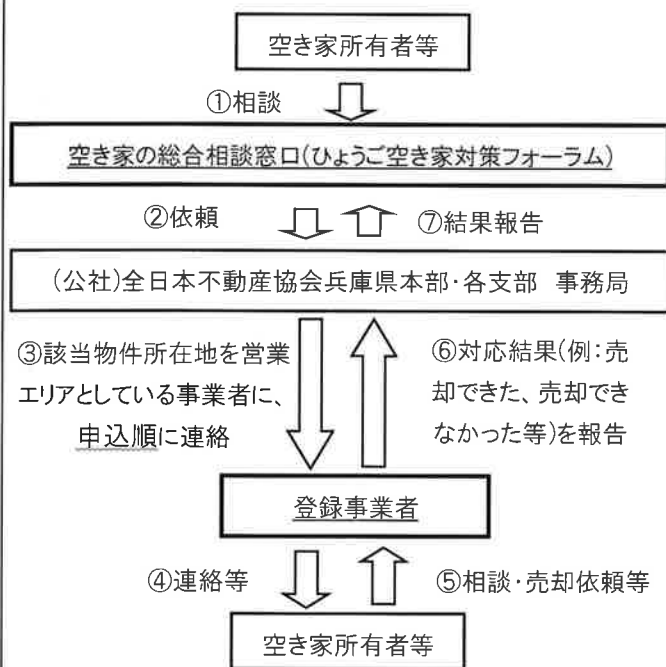
平素は、当協会の運営にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年 10 月に発足し、当協会も構成団体として参画している「ひょうご空き家対策フォーラム」では、「空き家の総合相談窓口」を設け、相談者に対し、空き家の諸問題についての法的サポートや専門家紹介等を行っています。このたび、会員の皆様の中から、ひょうご空き家対策フォーラムから依頼された空き家の売却等の相談に、専門家として課題解決に積極的に取り組む意思のある登録事業者を募集致します。応募要件をご確認いただき、ご応募いただける方は、申込書にご記入・押印の上、**6 月 19 日までに阪神支部へ F A X にて (F A X : 0 7 9 8 - 3 8 - 6 0 6 7)** ご返送ください。

☆登録事業者の応募要件

- ・ひょうご空き家対策フォーラムに関する取り組み趣旨を十分に理解し、積極的に参画する意思があること
- ・(公社)全日本不動産協会兵庫県本部の会員である姫路支部・神戸支部・阪神支部の会員事業者
※神戸市内の物件は、「すまいるネット」の空き家相談での対応となるため、ひょうご空き家対策フォーラムでは、対象外となります。
- ・全日・保証・日政連の会費に未納が無いこと。
- ・平成 28 年度の法定研修会を 3 回以上履修していること。
- ・過去 2 年(平成 27、28 年度)以内に当協会での会員処分歴、行政処分歴が無いこと。
- ・登録事業者向けの研修会に参加すること。(7 月頃を予定。別途申込者にご案内致します。)

(参考)ひょうご空き家対策フォーラムでの相談の流れ



※ひょうご空き家対策フォーラムについて

空き家の諸問題についてお悩みの相談者に対し、解決に至るまでの手順から、法的サポートや専門家紹介等を行っています。

兵庫県や神戸市などの地方自治体をはじめ、「ひょうご住まいサポートセンター」、「すまいるネット」など、各種公共公益団体の後援・協力を得て、平成 28 年 10 月に設立されました。

詳細は <http://akiya-hyogo.com/> をご確認ください。

構成団体

- ・(公社)兵庫県不動産鑑定士協会
- ・(一社)兵庫県宅地建物取引業協会
- ・(一社)兵庫県建築士事務所協会
- ・兵庫県弁護士会
- ・兵庫県司法書士会
- ・兵庫県土地家屋調査士会
- ・(公社)全日本不動産協会兵庫県本部

空き家活用登録事業者申込書

商号又は名称	
事業所所在地	〒
代表者氏名	
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス(任意)	
担当者名(複数名可)	
担当者携帯番号(任意)	
営業エリア(※1,※2)	

※1 神戸市内の物件は、「すまいるネット」の空き家活用相談業務での対応となる為、ひょうご空き家対策フォーラムでは対象地域外となります。

※2 営業エリアにご記入いただいた地域毎で一覧表を作成し、その地域の相談が入れば、申込順に事務局よりご連絡を致します。

私は、ひょうご空き家対策フォーラムの趣旨を理解し、登録事業者向け研修会に必ず出席します。
また、空き家所有者等との相談、媒介等にあたっては、宅建業法を遵守します。

年 月 日

(申込者)商号又は名称

代表者氏名

印

6 月 19 日までに (阪神支部 F A X : 0 7 9 8 - 3 8 - 6 0 6 7) ご返送ください。

※ 登録事業者申込にあたってのご注意

- ・登録には条件があります。登録事業者の応募要件をご確認いただき、ご不明な点は、兵庫県本部 (T E L : 0 7 8 - 2 6 1 - 0 9 0 1) 又は各支部事務局までご連絡ください。
- ・登録は、事業者としての取引業務の受注等を約束するものではありません。
- ・登録事業者の行為に、相談者に対する不誠実、あるいは事実と異なるとの疑義がある場合、登録を拒否、または登録を取り消します。